

「収入について」

収入は、公営住宅法施行令第1条第3項に基づき国の定めた次の計算式により算出します。一般的に言われる「手取り額」などとは異なります。

$$\text{収入} = (\text{年間総所得} - \text{控除の合計}) \div 12 (\text{円未満切り捨て})$$

この額により、所得基準額の判定を行い、入居後の家賃も決定します。

「収入基準」

収入が月額 **158,000 円以下の場合**に入居可能です。なお、高齢者のみの世帯、障害者又は就学前児童のいる世帯等(裁量階層)は、月額 214,000 円以下の場合に入居可能です。(詳しくは、[「裁量階層について」](#)をご覧ください。)

「控除」

1 一般控除（同居者及び別居の扶養親族控除）

本人以外の扶養親族（同居・別居を問わず） **1人あたり 38万円**

別居の扶養親族とは、所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族です。

2 特別控除

本人又は扶養親族の中に次の控除対象者がいる場合に控除します。

控除名	控除額	控除対象者
寡婦控除	その方の所得から最大で 27万円 (所得が27万円以下の場合はその額)	合計所得金額が500万円以下のうち次のいずれかに当てはまる者。 ①夫と離婚した後婚姻していない者のうち、扶養親族を有する者。 ②夫と死別した後婚姻をしていない者、又は夫の生死が明らかでない者
ひとり親控除	その方の所得から最大で 35万円 (所得が35万円以下の場合はその額)	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている総所得金額等が48万円以下の子を有する単身者の方で、合計所得金額が500万円以下の者。
障害者控除	1人あたり 27万円	本人又は扶養親族のうち、心身の障害があり、手帳等の交付を受けている者
特別障害者控除	1人あたり 40万円	本人又は扶養親族のうち、心身に重度(身体障害1～2級、精神障害1級、等)の障害がある者
特定扶養控除	1人あたり 25万円	扶養親族のうち、16歳以上22歳以下の者
老人扶養控除	1人あたり 10万円	扶養親族のうち、70才以上の者

計算の具体例

事例1

夫 36歳 会社員 年間給与 350万円 年間所得 227万円

妻 32歳 パート 年間給与 100万円 年間所得 35万円

子 8歳 小学生 年間給与 0円 年間所得 0円

所得額

$$227 \text{万円(夫)} + 35 \text{万円(妻)} = 262 \text{万円}$$

控除額

$$\Delta 38 \text{万円(一般控除)} \times 2 \text{人(妻と子)} = \Delta 76 \text{万円}$$

$$\text{月額収入} \quad (262 \text{万円} - 76 \text{万円}) \div 12 \text{月} = \underline{155,000 \text{円/月}}$$

事例2

夫 45歳 会社員 年間給与 500万円 年間所得 346万円

妻 40歳 パート 年間給与 100万円 年間所得 35万円

子 19歳 大学生 年間給与 0円 年間所得 0円 市外で下宿中

祖母 71歳 無職 年金額 150万円 年間所得 30万円 身体障害者手帳 3級

所得額

$$346 \text{万円(夫)} + 35 \text{万円(妻)} + 30 \text{円(祖母)} = 411 \text{万円}$$

控除額

$$\Delta 38 \text{万円(一般控除)} \times 3 \text{人(妻と子と祖母)} = \Delta 114 \text{万円}$$

$$\Delta 25 \text{万円(特定扶養控除)} \times 1 \text{人(子)} = \Delta 25 \text{万円}$$

$$\Delta 10 \text{万円(老人扶養控除)} \times 1 \text{人(祖母)} = \Delta 10 \text{万円}$$

$$\Delta 27 \text{万円(障害者控除)} \times 1 \text{人(祖母)} = \Delta 27 \text{万円} \quad \text{計} \Delta 176 \text{万円}$$

$$\text{月額収入} \quad (411 \text{万円} - 176 \text{万円}) \div 12 \text{月} = \underline{195,833 \text{円/月}}$$

※ 一般階層は月額 158,000円以下ですが、祖母が障害認定を受けているため裁量階層となり、月額 214,000円以下なので入居可能です。